

令和 3 年 5 月 2 5 日

新型コロナウイルス感染症に係る会計年度任用職員の 慶弔休暇（結婚休暇）の特例について（案）

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、結婚休暇について、特例を措置する。

2 改正内容

結婚休暇の始期を令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの期間内の日とすることができる職員について、始期を令和 4 年 12 月 31 日までとすることも可能とする。

3 実施時期

令和 3 年 7 月 1 日

4 その他

令和 2 年度の結婚休暇の特例措置により、結婚休暇の始期を令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの期間内の日とすることができる職員も本特例措置の対象とする。